全国大会等出場派遣費交付取扱い要領

1 趣旨

本市におけるスポーツ少年団の振興を図るため、全国、西日本・中国及び山口県を対象とする大会に出場する指導者及び選手並びに団体に対して、派遣費を交付し、経費の支援をおこなうことを目的とする。

2 対象者

本市スポーツ少年団に登録している団体,団員及び指導者で本市を含む地域を対象とする予選または選考を経て、県・市を代表して出場資格を得た者とする。ただし、次の場合は特例として取り扱うものとする。

(1) 県大会出場について

山口県スポーツ少年団主催の県大会に出場の場合は、特に予選等が行われない種目の場合も対象として扱う。

(2)選考の取扱いについて

県代表チーム及び市代表チームを結成する場合等実力至上主義で選考されていることが明白な場合のみ派遣費の交付の対象とし、誰もが選考されても構わない場合は、対象者として取り扱わない。

3 対象大会

派遣費の交付対象となる大会は、次の各号のいずれかに該当する大会で、当該大会が、全国大会および西日本・中国地区または県を対象とする大会(以下「対象大会」という。)であり、かつ、対象大会の出場資格が一部の特定の個人又は団体でないものとする。この場合において、対象大会に複数出場できる予選から対象大会に複数出場した場合は、出場した対象大会のうちのいずれか1つの大会を派遣費の交付の対象となる大会とする。ただし、西日本・中国地区を対象とする大会にあっては、小学生又は中学生が出場する大会であり、かつ、当該大会が全国大会の予選でないとき又は当該大会が全国大会の予選である場合は当該大会で敗退したときを派遣費の交付の対象とする。

- (1)日本スポーツ協会加盟団体(中央競技種目団体に限る。)または日本スポーツ少年団が主催し、又は共催するもの
- (2) 西日本・中国地区大会の場合は、日本スポーツ協会加盟団体(西日本・

中国地区の競技種目団体又は当該団体より上位の団体に限る。)が主催し、又は共催するもの(各県単位の団体の主催または共催は不可)

- (3) 山口県スポーツ少年団主催の県大会
- (4) その他本部長が特に必要と認める場合
- 4 派遣費の金額及びその適用

派遣費の金額及び適用は、別表のとおりとする。

5 交付手続き等

派遣費の交付を受けようとする者は、大会の出場が決定後すみやかに以下の書類によって申請するものとする。

ただし,西日本・中国地区を対象とする大会の場合で,当該大会が世界大会 等の予選である場合は,当該大会の終了後に申請するものとする。

(1) 全国大会・西日本大会・中国大会

市に申請する賞賜金申請書類一式の写し又は大会要綱・参加申込書及び予選を通過したことが分かる書類(予選開催要項と賞状の写し・推薦状・大会結果表など)

(2) 山口県スポーツ少年団主催の県大会 参加申込書の写し

6 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の適用について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年7月18日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表

		派 遣 費	
区 分	県大会	西日本・中国地区 大会	全国大会
個人出場	 1 大会につき出場	1大会につき出場	 1 大会につき出場
	した者1人当たり	した者1人当たり	した者1人当たり
	800 円	1,000円	1,500円
団体出場	1大会につき1団	1大会につき1団	1大会につき1団
	体当たり 8,000円	体当たり 10,000	体当たり 15,000
		円	円
	1大会につき	1大会につき	1大会につき
指導者	800 円	1,000円	1,500円
(1名に			
限る)			

備考

1 団体に該当する種目は、サッカー、ソフトボール、バスケットボール、バレーボール、ハンドボール、ホッケー、野球(硬式、軟式)、ラグビーフットボール、及びドッジボールとし、その他の種目はすべて個人種目として取り扱う。(但し、団体種目であっても、県選抜等個人として団体に属する場合は、個人種目として取り扱う。また個人種目であっても同一団体からの交付対象者が10名を超える場合は団体扱いとする。)